

令和3年 第19回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川西市教育委員会

○ 会議日程・付議事件	1
○ 出席者	2
○ 説明のため出席を求めた者	3
○ 議事録作成者	3
○ 審議結果	4
○ 会議の顛末（速記録）	5 ~ 22

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和3年11月18日（木） 午後2時00分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	議案第35号	令和3年度川西市一般会計補正予算について	
5	議案第36号	川西市学校給食費の徴収等に関する規則の制定について	
6	議案第37号	川西市中学校給食センター設置条例の制定について	
7	議案第38号	川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付事業者に係る公募型プロポーザル審査委員会規則の制定について	

○ 出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 坂 本 かおり
(教育長職務代理者)

委 員 治 部 陽 介

委 員 佐々木 歌 織

委 員 倉 見 昇 一

○ 説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中 西	哲
こ ども 未 来 部 長	山 元	昇
教 育 推 進 部 副 部 長	岩 脇	茂 樹
教育推進部副部長（教育保育担当）	山 戸	正 啓
教育推進部副部長（社会教育・ 図書館・公民館担当）兼教育推進部	藪 内	寿 子
就学・給食課長（就学担当）		
こ ども 未 来 部 副 部 長	釜 本	雅 之
教 育 政 策 課 長	的 場	秀 樹
教 育 保 育 職 員 課 長	増 田	善 則
就 学 ・ 給 食 課 長	志 波	仁 史
教 育 保 育 課 長	高 橋	忠 大
教育保育課長（契約・経理担当）	井 口	俊 也
教育保育課長（研修担当）	岡 坂	憲 一
社 会 教 育 課 長	村 山	尚 子
中 央 図 書 館 長	藤 本	昭 彦
川 西 公 民 館 長	藤 井	恵 子
こ ども 支 援 課 長	井 上	昌 子
こども支援課長（入園所担当）	橋 川	貴 夫
こども支援課長（留守家庭 児童育成クラブ担当）	井 関	大 悟
こども若者相談センター所長	木 山	道 夫
公共施設マネジメント課長（設備担当）	中 野	貴 治

○ 議事録作成者

教 育 政 策 課 主 査	松 永	勝 彦
---------------	-----	-----

○ 議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 35	令和3年度川西市一般会計補正予算について	3.11.18	3.11.18	可 決
議案 36	川西市学校給食費の徴収等に関する規則の制定 について	3.11.18	3.11.18	可 決
議案 37	川西市中学校給食センター設置条例の制定につ いて	3.11.18	3.11.18	可 決
議案 38	川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事 業補助金交付事業者に係る公募型プロポーザル 審査委員会規則の制定について	3.11.18	3.11.18	可 決

[開会 午後1時59分]

- 石田教育長 それでは、只今より、令和3年第19回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。
- 石田教育長 それでは、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。
- 教育政策課長
（的場） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。
 本日は、林公共施設マネジメント課長が欠席でございます。それ以外は全員出席でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。
- 石田教育長 これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、坂本委員、倉見委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。
- 石田教育長 では次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第17回定例会及び第18回臨時会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。
- 教育政策課長
（的場） それでは、令和3年第17回定例会及び第18回臨時会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。
 まず、第17回定例会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等審議結果を、議事録につきましては5ページからでございます。会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。
 また、第18回臨時会につきましても同様に調製させていただいておりますが、非公開案件であるため、詳細な審議経過につきましては非公開とさせていただきます。
 最後に、署名委員の署名ということで、第17回定例会は治部委員、佐々木委員、第18回臨時会は佐々木委員、倉見委員よりご署名を頂戴しております。

以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。第17回定例会及び第18回臨時会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第3、教育委員の活動についてであります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長 (中西) それでは、10月分の教育委員の皆様のご活動についてご報告いたします。

まず、坂本委員におかれましては、緑台中学校へ学校訪問され管理職との懇談や授業を見学いただいたほか、令和3年度伊丹市教育委員会指定研究発表会やかわにしファミリーサポートセンター講習会にご参加いただいております。

また、治部委員におかれましては、多田中学校、けやき坂小学校へ学校訪問され管理職との懇談や授業を見学いただいたほか、多田中学校の通級指導教諭とメンタルヘルスに関する意見交換をされておられます。

佐々木委員におかれましては、緑台小学校へ学校訪問され管理職との懇談や授業を見学いただいたほか、本年9月より法的な課題解決に向け契約した弁護士の先生との懇談や令和3年度伊丹市教育委員会指定研究発表会、兵庫県児童相談所とのワークショップに参加いただいております。

倉見委員におかれましては、加茂小学校、桜が丘小学校へ学校訪問され管理職との懇談や授業を見学いただいております。

このほか、治部委員、佐々木委員、倉見委員におかれましては、川西南中学校においてメンタルヘルスの取組について視察いただいております。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

石田教育長 報告についての質問はよろしいですか。

それでは、今紹介された活動、もしくは個人的に参加されたもの等で何かご報告があればと思います。坂本委員、どうですか。

坂本委員

私のほうからは、伊丹市教育委員会指定研究発表会というところに行かせていただきまして、天王寺川中学校に研究授業とあとの講演を聞かせていただきました。他市の研究発表を見させていただくというのは、実は初めてで、各市町でいろいろ活動されているので、同じようなことをされているんだろうなとは思ったんですけれども、やっぱり市町によってカラーが違うなというふうに感じました。

あと、天王寺川中学校、お名前を挙げてしまうとあれなんですけれども、私たち南のほうに住んでいる者からすると、伊丹は元気のある中学校で、ちょっとやんちゃな感じのイメージなのかなと思ったんですけれども、この数年で本当に変わったというふうにおっしゃっていて、それは何がどう変わったかという、先生自身が変わったことにより子どもが変わったんですという事例を発表されていたんです。

先ほどのオンブズパーソンとの懇談会の中でも、子どもたちの意見を吸い上げるのも大事だし、これからもどんどんしていくべきなんだけれども、まず大人がその姿、自分たちの意見を出せるような環境をつくっておかないとという話が出たりとかして、大人が変わっていくことが大事だなというふうに思った次第です。

そこにつなげると、先日、かわにしファミリーサポートセンターの講習会で、生涯学習サポート兵庫の理事長をされている山崎清治さんという方の講演を聞いたんですけれども、今はすごく子どもたちに不の無い、不満とか不安とか、不がつくようなものを排除するような社会になっていて、人を思いやる、この人はこんなことで困っているんじゃないかなというふうに思いやることが醸成されていないんじゃないかなということもすごくおっしゃっていて、不満であったり、不便であったりすることで自分の中で気づきがあったり、こんなことをやってみようというような変わるチャンスが生まれるみたいなお話だったんです。それをするにもやっぱり大人が、やっぱり子どもたちの不便さを見守っていくという勇気じゃないけれども、そういうのが要るんじゃないかなというふうな話になっていて、やっぱり子どもたちに、どんどん変わって行ってね、伸び伸び育って行ってねと言っていくなれば、やっぱり大人も変わっていかないといけないななんて思った次第です。

以上です。

石田教育長 伊丹の指定研はちょっと雰囲気は川西と違ったという、具体的に言葉にして、どんな感じでしたか。

坂本委員 授業の内容的には、それは皆さん、同じように研究されてされているんですけども、タブレットの使い方も、私が見た限りではちょっと初めて見たような使い方をされていたり、オンラインを同時配信されていたので、すけれども、それがすごくうまくシステムチックにされているなと思って、川西でオンラインをハイブリッドでされている研究授業というのをまだじかで見えていないのであれなんですけれども、あとは川西との明確な差というか、何となく雰囲気が違うというのが、言葉にはうまく出せないんですが、他市町のものを見るというのもいいなと思って感じたんです。

石田教育長 公開授業があつて、その後、協議会みたいなものがあるんですか。

坂本委員 鳴門教育大学の講演会があつて、質疑応答があつてという形だったんですけども。

石田教育長 なるほど。分かりました。今の何かご質問、ご意見等ありますか。
ファミリーサポートセンターの講習会というのもまた。

坂本委員 子育て支援を、ファミサポに入っておられる協力会員さんとか依頼会員さん向けというよりは、子育て支援をしておられる方、主任児童委員さんとかも参加されていて、とても面白いお話なので、それ実は5回ぐらい話を聞いているんですけども、無人島ツアーとかをやっている方で、本当に子どもたちが一生懸命自分たちの意見を出し合つて、子どもたちだけで考え抜いてということを大事にする活動をされている方です。

石田教育長 またご紹介ください。

坂本委員 はい。

石田教育長 治部委員、どうですか。

治部委員 先月、様々な先生方とお話をする機会に恵まれて、やっぱり先生方は子どもに対して真摯に、熱心に、本当に子どものことを考えてくれているなというのは感じました。

ただ、その一方で、あえて気になる発言もあったので、そこを今回はちょっと提案してみたいなと思います。不登校とか登校渋りについて、もしかしたら、不登校、登校渋りの原因は家庭にほとんどの場合があるんじゃないかというようなご意見があったんですね。

どこまで家庭に不登校の子どもたちの原因、要因があるかは分からないですけれども、家庭要因以外にも、例えば脳のアンバランスさからくる原因だったり、あとは学校での交友関係、あとは教職員との関係性、学業に関する有能感、あとは規則、ルールに対する窮屈さとか、そういうのが複合的に絡んでくるというのは当事者の話からも見えてきていると思います。

となると、やはり学校の仕組みというかシステムの中で不登校の子どもたちを支えることも可能なんじゃないかなと個人的には思うんですね。学校の仕組み、システムの中で不登校の子どもたちが何か学校に行きたいな、行くと楽しいなと考えられるような仕組みを少しでも考えていく機会をつくればいいななんて思った次第です。

以上です。

石田教育長

今の件、どうですか。

不登校というのは学校に来ない状況のことを言うので、様々な要因もあるし、大部分は、要因は分からないというか、本人にもね、というところがあるので、ただ学校が学校としてできることをやっぱりしていかないといけないんじゃないかなと思います。発言の意図はちょっと分かりかねますけれども、今、治部委員が言われたところが意見かなというふうに思います。それでよろしいですか。そういう感じですか。いいですか。

佐々木委員、どうですか。

佐々木委員

私も坂本委員と同じ研究発表は見ながら、途中で安達先生、弁護士先生とお話ししたりしていて、全ては聞いていないんですけども、安達先生とは、今、吹田の教育委員もされているので、こっちの相談に乗ってもらいながら、どうですかというようなお話を、どこも同じですねと、似たような課題を抱えておられることが分かりましたというようなことを言われていて、そういったことをお話ししました。

あと、兵庫県児相のワークショップというのは、一時保護の際に、子どもが意見表明、意思表示する際の支援をする意見表明支援員というのができたというか、明石が今、先行してやっていて、兵庫県が兵庫県弁護士会と契約したのが7月1日で業務委託でそういったのに入ることになって、そのときで既に7月からで4件、実際に弁護士が入りましたと、うち2件

が川西でしたという話を聞いて、何らかの形で私たちが報告を聞いた案件なのかなとか思ったり、ちょっと思いをはせていたんですけども、そういった意味で、さっきのオンブズパーソンとのお話でも意見表明の話が出ていましたけれども、当事者である子どもが置いてきぼりにならないような様々な仕組みがちょっとずつでも今、出来上がっていつているんだなというのを実感しました。

以上です。

石田教育長

先ほどのテーマなんですけれども、子どもの意見、当事者である子どもの意見を意外と聞いていないという、教育現場がそうなんですけれども、ほかの場面でもないというところ、意見どおりするかどうかは別にして、そのためには意見を表明することの、佐々木委員が先ほども言いましたけれども、意味とか意義とかもそうだし、意見表明する方法であるとか仕組みをやっぱり学んでいかないと、ただ単に自分のことだけを言っている、それは意見表明にならないので、そこら辺をどう学んでいくのか、学ばせていくのかというところがテーマやなと思いました。

倉見委員、どうですか。

倉見委員

私は、先ほどお話にありましたように、加茂小学校と桜が丘小学校に訪問させていただきました。加茂小学校さんは今、校舎の改築をされていますが、通常の学校業務に加えて、校舎改築の進捗管理のほか、例えば子どもの動線がどうだとかといった業務というのがかなりボリュームがあるというお話を聞いて、教頭先生がちょっと大変かなというのがありまして、一つはそのときにどの程度、教頭先生がやっている業務、学校事務といえますか、そういうものを学校事務職員と分担していくのかということと、もう一つはそういった大規模な校舎改築をしているときには、特別にその学校に対するサポート体制みたいなものを教育委員会としてどう支援していくのかということを感じたところです。校長先生は丹波のほうから来ていただいている方で、非常に落ち着いて冷静な感じのいい校長先生だなと私は思いました。

それから、桜が丘小学校ですが、地形的にあの学校は校舎がちょっと複雑に建てられている感じなんではないでしょうか、そのため、安全とか、何か万一、事故があったときの対応というのでしょうか、少し課題があるようなお話を聞きました。その対応はなかなか難しい面もあると思いますけれども。

授業も拝見させていただいたのですが、タブレットをどの学級も使っています、一時しか見ていないので、使っている場面しか分かりませんけ

れども、有効に活用されているのかなという感じは受けました。

以上です。

石田教育長

ありがとうございました。

私のほう、いろいろ参加させていただいて、一つは、加茂遺跡の史跡指定20周年のがあったんですけども、市内だけじゃなくて、市外からも来られて、熱心に聞かれていて、こういう言い方をしたらちょっと自分の偏見があったのかもしれないけれども、結構若い方で興味を持たれている方もおられて、すごい印象的だったなど。

150名ぐらいでしたかね。150名ぐらいですね。

社会教育課長
(村山)

140名ぐらいです。

石田教育長

140名ぐらい来られていたんですけども。当該担当も話をしたんですけども、すごい面白かって、裏を返すと、外に発信する前に、我ら仲間が知らない、ここの中のメンバーも加茂遺跡の指定と言われても、それはあっちの部署やなというぐらいで、意外と知らないの、校長会、教頭会議も含めて、ああいうプレゼンを、外でやったプレゼンの発信を内部でまず共有しておくことが大事かなというふうに思いました。やっぱりそれぞれの所管で、ここへ来ている管理職のメンバーも自分のところで精一杯だと思うんですけども、やっぱりそういう幅を広げていかなあかんというのが思ったことの1点目です。

2点目がやっぱり秋になって、あちこちで研修をする中で、明日が多田中学校、ユニバーサルデザインの発表というか、中間報告みたいなものがあるんですけども、もう一つは、昨日、実はオンラインで幼児教育・保育の発表がありました。僕はやっぱり学校に長いことおるので、研究の発表のやり方というのは、それぞれ色があっただけけれども、共通言語でちゃんとしゃべらないと、専門用語が過ぎてくると、他者は大体寄りつかなくなってしまうような危険性もあるなと思って、幼児教育・保育を小学校と連動させよう、中学校と連動させようと思ったら、やっぱり学校教職員に分かる言語であり、仕組みでないなあかんと思います。そうでないとは言わないんですけども、やはりちょっと分かりにくいなと思うところがありました。

同じことを中西部長ともしゃべっていて、実は行政から見て教育の研修はどう見えるんやろうか、逆に言ったら、行政の研修って教育から見たら

どう思うんやろうかというところが全然なくて、なかなか研修というたらみんな耳が痛いんですけども、僕はやっぱり教育委員会事務局は学び続けることが一番大事だと思うので、そういう共通言語で話すための連携が必要やなというふうに思った次第です。また意見交換できたらというふうに思います。

よろしいでしょうか。

それでは、教育委員の活動については、以上といたします。

石田教育長

次に、日程第4、議案第35号「令和3年度川西市一般会計補正予算について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長
(的場)

それでは、議案第35号「令和3年度川西市一般会計補正予算について」ご説明申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。

本案は、令和3年度川西市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1項の規定により、議決をお願いしようとするものです。

補正予算額の内容につきまして、議案書の3ページをお開きください。令和3年度12月補正予算明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

第16款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 民生費国庫補助金、第4節 児童福祉費補助金、53 妊娠・出産包括支援事業費補助金について、産後ケアの利用者が増加したことによって、産後ケア事業に係る委託医療機関や施設への委託料が不足することから、歳出において業務委託料を260万円追加するに当たり、母子保健衛生費の妊娠・出産包括支援事業として国より2分の1が補助金として交付されるため130万円を増額するものであります。

また、58 児童手当システム改修事業費補助金について、児童手当法の一部が改正され、児童手当の特例給付について高所得者を対象外とする制度改正及び将来的な行政手続のオンライン化と受給者の負担軽減を図るため、毎年提出を求めている現況届の原則廃止する制度改正がなされました。これら制度改正を円滑に実施するため、児童手当制度改正実施円滑化事業として、児童手当システムの改修等に対して、子ども・子育て支援事業費補助金が定額で交付されることになっており、施行期日の令和4年6月1日に間に合わせるため、今年度中のシステム改修を要することから、このたび、新たに補助金として396万円を計上いたします。

次に、第9目 教育費国庫補助金では、今年度既に実施している感染症対策等の学校活動継続支援事業において、1校当たり10万円から40万円の追加交付がなされることに伴い、第1節 小学校費補助金、第2節 中学校費補助金及び第4節 特別支援学校費補助金で、感染症対策等の学校活動継続支援事業追加補助分として、その2分の1の補助相当額である132万5,000円、62万5,000円、20万円をそれぞれ計上いたします。

続きまして、歳出でございます。

第3款 民生費、第3項 児童福祉費、第1目 児童福祉推進費、03 子育て世代包括支援事業において、第12節 委託料で、産後ケアの利用者が当初見込みより増加することが見込まれることから、産後ケアに係る業務委託料の不足分について260万円を追加いたします。

同じく、05 児童手当等支給事業において、第12節 委託料で、児童手当法の一部改正に基づく特例給付の対象者に係る所得上限の設定及び現況届の届出義務の廃止に対応する児童手当システム改修費として、04 システム導入・改修委託料を396万円計上するものであります。

次に、第10款 教育費、第1項 教育振興費、第1目 教育総務費、04 教職員事務事業において、会計年度任用職員の人件費が不足するため、報酬に130万4,000円を、職員手当に14万円を、旅費に17万4,000円を追加しようとするものであります。

続いて、第2項 小学校費、第1目 学校運営費、02 小学校運営事業において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、児童が始業前に各自で検温できるよう全校・全クラスに非接触型検温器を設置するための費用として、需用費で386万円を計上し、負担金補助及び交付金において、先ほど歳入でご説明した感染症対策等の学校活動継続支援事業における追加交付分として265万円を追加しようとするものであります。

また、第3項 中学校費、第1目 学校運営費、02 中学校運営事業でも、小学校と同様、非接触型検温器の購入費用として需用費156万1,000円を、感染症対策等の学校活動継続支援事業における追加交付分として負担金補助及び交付金で125万円を計上するほか、第5項 特別支援学校費の負担金補助及び交付金でも同様の理由で40万円を計上しようとするものです。

次に、第10款 教育費、第7項 生涯学習費、第6目 図書館費では、02 図書館運営事業において、第13節 使用料及び賃借料では、電子図書館サービス拡充のため400点の電子書籍ライセンスを追加購入する経費として149万6,000円を追加しようとするものであります。

続きまして、5ページをご覧ください。

繰越明許費補正でございます。

生涯学習費で、文化財事業におきまして、郷土館旧平安邸耐震補強改修等設計業務について、その完了が翌年度となる見込みのため、1,039万5,000円の繰越明許費を設定しようとするものであります。本件については、国登録有形文化財である郷土館旧平安邸の耐震補強改修等設計業務を進めるに当たり、文化財的価値を損なうことがない適切な耐震補強、修繕改修工法の選定に時間を要し、業務期間を延長する必要が生じたために、令和3年度当初予算の1,485万円から執行済みの445万5,000円を除いた1,039万5,000円を繰り越そうとするものでございます。

次に、債務負担行為補正でございます。以下、ご説明申し上げる業務につきましては、令和4年4月1日以降の業務であります。令和3年度中に入札を実施し、契約する必要があります。この契約の担保として、令和3年度中に、債務の上限額を議会の議決により設定しようとするものでございます。

まず、幼・小・中、特別支援学校等と市役所間の文書等のやり取りを行うメール便業務で、令和4年度を期間として288万6,000円を、学校園に勤務する養護教諭を対象にした職員肝炎検査業務として、令和4年度から6年度までの間において、限度額11万7,000円をそれぞれ設定しようとするものです。

また、川西市文化財資料館の機械警備業務委託として、令和4年度から令和8年度までを期間として34万5,000円を、川西市郷土館及び川西市歴史民俗資料館の機械警備業務委託として、令和4年度から令和8年度までの間において125万5,000円をそれぞれ限度額として設定しようとするものです。

川西公民館の施設清掃業務委託として、令和4年度から令和6年度までの期間において200万1,000円を限度額として設定しようとするものです。

次に、受変電設備更新工事につきましては、中学校給食の開始に合わせて整備を行っているエレベーターなどの設備に安定した電源の確保を行うため、老朽化した受変電設備の更新を行う必要があります。コロナの影響で機器の納期が標準のとおり見込めないため、令和3年度内に施工業者を決定し、令和4年度当初から工事を実施するため、債務負担行為を令和4年度の1年間で9,793万4,000円を限度額として設定しようとするものです。

続いて、廃棄物処理業務委託として一般廃棄物で、令和4年度から令和5年度を期間として、保育所、認定こども園、幼稚園において、それぞれ97万4,000円を、瓶・缶類等で、それぞれ147万円を限度額として設定しようとするものです。

施設設備保守管理業務委託として、プール循環装置保守点検業務では、令和4年度を期間として小学校において280万1,000円を、中学校119万3,000円、特別支援学校15万円を限度額として設定しようとするものです。

空調設備保守管理業務では、令和4年度から令和6年度を期間として保育所において476万1,000円を、認定こども園において983万1,000円をそれぞれ限度額として設定しようとするものです。

自家用電気工作物保安管理業務については、令和4年度から令和6年度を期間として認定こども園において249万9,000円を、公民館において341万1,000円をそれぞれ限度額として設定しようとするものです。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長

一般会計補正予算について、多岐にわたったんですけれども、何か質問なされたいこととかありますでしょうか。国の施策もあるということと年度にまたがってというところがあるんですけれども、何かもしあれば。よろしいですか。

どうぞ、坂本委員。

坂本委員

産後ケアの分なんですけれども、何人ぐらいが使われて、どういう形で使われているのが多いのかなと思って。教えてください。

こども支援課長
(井上)

何人ぐらいというか、ちょっと日数での換算にさせていただいております。訪問で利用されている方が、訪問の形と日帰りの形とあと宿泊の形になっておりまして、すみません、ちょっと今年度の見込みでよろしいですか。ちょっと年度途中で切っておりませんで、訪問型で今見込んでおりますのが111日、それから日帰り型で見込んでおりますのが295日、それから宿泊で利用を見込んでおるのが206日という形です。

使われているところで多いのは、やはりご自身のリフレッシュというか、心身的に疲れた方がお使いになれる方が多いので、やはりそこで専門家の助産師さんとか看護師さんにいろいろケアの仕方も教えてもらい、実

際ケアもしていただく、あと乳房の関係のほうの部分もケアしていただけるということで、やはりご自身のリフレッシュになったとか、その場で悩み相談ができたとか、あと子どもの成長についていろいろと見ていただいて気になったところを指摘していただいたとか、こちらも質問ができたとか、そういうところでやはり日頃、いろいろと不安を抱えながら、なかなか自身以外で協力の得られないお母様へのケアという形で、利用のほうを、コロナということもあるんですが、ちょっと利用のほうが今年度は多くなっている。特に日帰りでの利用とか宿泊の形がすごくちょっと増えておりまして、だからやはりコロナでなかなか家から出られないというところでも、体的にご自身が心身ともにお疲れになっている方という方がやはり一定数おられるんやなという感じで思っております。

以上です。

坂本委員 ありがとうございます。ついでに聞いてもいいですか。

石田教育長 はい、どうぞ、坂本委員。

坂本委員 ご利用になられる方って、どういうところでそれを知られてご利用になられているのかなというところが、たくさんの方に知っていただいたほうがいいなと思っているんです。たまたまご縁があって行けている方なのか、それとも広くたくさん知っておられてという形なのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

こども支援課長
(井上) 母子手帳を交付されているときとかにも、ある程度、こういう制度があります、まだ赤ちゃんが生まれる前なので、そこまで気が回っているかどうかは分かりませんが、出産された後からでも、保健師さんが健診に回られる場合もありますし、あとホームページ上でも掲載させていただいております。あと「すくすく」というガイドブックもちょっと配らせていただいておりますので、そのあたりで見ていただけている、あるいは気にしていただけている、それとあとやはりご自身で産後のことを不安に思われている方ということで、直接こども支援課のキセラのほうへのお問合せ、あるいは保健センターへのお問合せというところにつながっているところがあるのではないかなというふうに思っております。

坂本委員 分かりました。ありがとうございます。

石田教育長 よろしいですか。

坂本委員 はい。

石田教育長 ほか何かよろしいですか。いいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第35号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議案第35号につきましては、可決されました。

次に、日程第5、議案第36号「川西市学校給食費の徴収等に関する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 (的場) それでは、議案第36号「川西市学校給食費の徴収等に関する規則について」ご説明申し上げます。

議案書6ページをご覧ください。

本案は、令和4年4月より、学校給食費を公会計化することに伴い、その徴収に係る必要な事項を定めようとするものでございます。

次に、7ページをお開き願います。

制定しようとする規則は全12条から成っており、第1条で趣旨、第2条で定義、第3条で申込み、第4条で徴収について規定しております。

第5条におきましては、学校給食費の額を規定してありまして、後段別表において規定する「主食、副食及び牛乳」の250円、「牛乳飲用停止給食」の192円、「副食停止給食」の90円、「牛乳のみの給食」の58円、「米飯のみの給食」の33円と、それと標準実施回数の183回を規定し、掛け合わせた額を年間徴収額の上限として給食喫食者に請求するものであります。

また、第6条におきましては、学校給食費の調整について規定しており、アレルギー等や長期欠食に係る事情により学校給食の提供を受けなかった場合、転出等の事由により、児童等又は教職員等が学校給食の提供を受けることができなくなった場合などは183回の標準実施回数より差し引くことができる旨を規定しております。

また、第7条及び第8条では前述の届出、第9条では納付、第10条で

は精算、第11条では督促について規定しております。

最後に、付則におきましては、この規則は、令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長 説明は終わりました。何かご質問ございますか。

坂本委員 アレルギーの子の給食の米飯のみというのはありがたいなと見せてもらいました。

石田教育長 またそれは協議会で別途、今、指針を考えているところなので、また徴収とは別にご説明させていただこうと思っています。

坂本委員 はい、お願いします。

石田教育長 ご期待に沿えるようにしたいと思います。
学校徴収金というのは、学校の教職員にとってもかなりの負担になっているので、こういう形でできるということは学校現場の負担軽減にはつながるのではないかなというふうに期待しておるところです。
よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第36号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第36号につきましては、可決されました。

では次に、日程第6、議案第37号「川西市中学校給食センター設置条例の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

就学・給食課長 (志波) それでは、議案第37号「川西市中学校給食センター設置条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開き願います。

本案は、川西市中学校給食センターを新たに設置し、令和4年9月より

市内全7中学校を対象とした全員喫食の完全給食を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、川西市学校給食センターの設置について必要な事項を定めようとするものでございます。

次に、12ページをお開き願います。

制定しようとする条例は全5条から成っており、まず第1条で設置及び目的を規定しております。

設置の目的としましては、市内全中学校において学校給食を実施するため、新たに給食センターを設置しようとするものでございます。

第2条では、名称及び位置について規定しており、施設の名称を川西市中学校給食センターとし、位置は川西市久代3丁目1番18号でございます。

第3条においては、職員について規定しており、所長その他必要な職員を置くこととしております。

第4条においては、給食センターの目的を達成するために行う事業としまして2点挙げております。

1点目は、川西市立中学校の学校給食用物資の調達及び調理配送に関することとし、2点目として、そのほか、学校給食の実施に関し川西市教育委員会が必要と認めることとしております。

次に、第5条では、施行規則での委任について規定しており、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることとしております。

最後に、付則におきまして、この条例は、令和4年8月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。何かご質問はございますか。よろしいですか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第37号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第37号につきましては、可決されました。

次に、日程第7、議案第38号「川西市民間留守家庭児童育成クラブ運

営支援事業補助金交付事業者に係る公募型プロポーザル審査委員会規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

こども支援課長
(井関)

それでは、議案第38号「川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付事業者に係る公募型プロポーザル審査委員会規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の13ページをお開き願います。

本案は、川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付事業者に係る公募型プロポーザル審査委員会規則を制定するについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由でございますが、川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付事業者に係る公募型プロポーザル審査委員会の実施に関し、必要な事項を定める必要がございますので、本案を提出するものでございます。

規則の本文につきまして、議案書14ページをお開き願います。

川西北小学校区での待機児童の解消に向けまして、令和4年4月から新たに開設する民間育成クラブの公募を令和3年度に行うため、既存施設の改修や設備の整備等に係る必要な経費を9月補正予算案として計上し、市議会において可決されたところでございます。

今回、応募した民間育成クラブの選定を行うに当たりまして、審査委員会を設置する必要があるため、規則を制定するものです。

それでは、主な内容をご説明いたします。

第2条では、所掌事務を定めておりまして、委員会は、公募型プロポーザルによる事業者の選定を実施するに当たり、市長の諮問に応じ、第1号で事業者を選考する基準に関する事、第2号で事業者の選考に関する事、第3号で前2号に掲げるもののほか、事業者の選考に関し必要と認める事項に関する事を所掌することとしております。

第3条では、委員会は、委員6人以内で組織し、第2項で、委員は、学識経験者、税理士又は公認会計士、特に市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命することとしております。また、第3項において、委員は、職務を遂行したと市長が認めるとき、又は学識経験者や税理士又は公認会計士などの要件を欠くに至ったときは、解職されるものとしております。

その他、第4条では、会長と副会長の役割など、第5条では、会議の開催要件などを規定しているところでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するというようにしております

説明は以上でございます。ご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長 説明は終わりました。何か質問・ご意見等はございませんか。

坂本委員 今回の協議会でも聞かせてもらいましたね。

石田教育長 はい、協議会でやりました。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第38号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議案第38号につきましては、可決されました。

石田教育長 以上で本日の議事は全て終了いたしました。

石田教育長 次回の定例教育委員会は、12月16日木曜日午後3時から、庁議室において開会の予定です。

石田教育長 これをもちまして、令和3年第19回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

[閉会 午後2時44分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和3年12月16日

署名委員 坂本 かおり ⑩

倉見 昇 一 ⑩